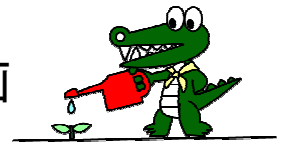


第2次豊中市地球温暖化防止地域計画

マイナス

(チャレンジ - 70 プラン) 素案への意見を募集します



■意見募集の趣旨

豊中市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条および「豊中市環境保全等の推進に関する条例」第17条に基づき、豊中市域の地球温暖化防止対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年(2007年)に豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)を策定(平成26年(2014年)に改定)して、様々な取組みを進めてきました。

しかし一方で、地球温暖化はますます深刻化し、国内では、東日本大震災後の節電・省エネルギー意識の広がりや電源構成の変化、さらに世界的な取組み「パリ協定」の採択など、地球温暖化対策をめぐる動きは刻々と変化しています。こうした状況から、さらに地球温暖化対策を前へ進めていくため「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」を策定することとしました。

このたび、計画素案がまとまりましたので、下記の通りご意見を募集します。

なお、この第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)は、豊中市意見公募手続に関する条例第2条第6号アに当たるものです。

●意見募集期間 平成29年(2017年)11月20日(月)～12月11日(月)

■配布資料

意見募集要領(本紙)

- ・ 第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)素案への意見提出用紙
- ・ 第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)素案の概要(資料)

第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジ^{マイナス}70プラン)素案については、市政情報コーナー、市政資料展示コーナー(庄内出張所、新千里出張所など)、環境政策課(市役所第一庁舎5階)、環境交流センター、市ホームページでご覧になれます。

- ◆アドレス(「トップページ」→「市政情報」→「市政への参加」→「意見公募手続」→「平成29年度案件」→「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジマイナス70プラン)(素案)への意見募集について」をクリック)

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/ikenkobo/h29/challenge_ikenbosyu.html

裏面に続きます。→

■対象者

- ア 市の区域内に住所を有する者
- イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 市税の納税義務者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る計画等に利害関係を有する者

■意見の提出方法

ご意見は、「意見提出用紙」に記入し、郵送、ファックスのほか、環境政策課に直接持参いただいても結構です。また、電子メールや市ホームページの入力フォームからも提出できます。（提出先は、表面を参照）入力フォームから提出いただく場合のアドレスは、以下の通りです。

https://s-kantan.com/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=350



■意見の取扱い等について

- ・ 提出された意見は、名前・連絡先等を除き、公表されることがあることを予めご了承ください。
- ・ 意見に対して、市は個別には回答いたしません。
- ・ 第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ ^{マイナス} 70 プラン）を策定した後、いただいた意見の概要と市の考え方などを市政情報コーナー、市政資料展示コーナー（庄内出張所、新千里出張所など）、環境政策課（市役所第一庁舎 5 階）、環境交流センターの各窓口、市ホームページで一定期間公表します。
- ・ この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを掲載したものや趣旨の不明瞭なもの、第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ ^{マイナス} 70 プラン）素案に対する意見ではないものについては、豊中市の考え方を示さないことがあります。

●意見の提出先・問合せ先

豊中市環境部環境政策課 環境企画係（豊中市役所第一庁舎 5 階）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話 06-6858-2128 ファックス 06-6842-2802

市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

メールアドレス chikyu@city.toyonaka.osaka.jp